

# 生命保険料控除の記入の仕方について

『申告書A【平成24年分以降用】』と『申告書B【平成24年分以降用】』の“第二表”に関して、「生命保険料控除」の記入欄が、本書に掲載しているものから変更されています。

## ●申告書A 第二表

平成 〇〇 年分の所得税の確定申告書A

FA0062

所得から差し引かれる金額に関する事項

所得の種類	控除の金額	収入金額	源泉徴収税額
生命保険料の計	旧生命保険料の計	旧生命保険料の計	旧生命保険料の計
新個人年金保険料の計	旧個人年金保険料の計	旧個人年金保険料の計	旧個人年金保険料の計
介護保険料の計	介護保険料の計	介護保険料の計	介護保険料の計
合計	合計	合計	合計

所得の内訳 (源泉徴収税額)

所得の種類	控除の金額	収入金額	源泉徴収税額
生命保険料の計	旧生命保険料の計	旧生命保険料の計	旧生命保険料の計
新個人年金保険料の計	旧個人年金保険料の計	旧個人年金保険料の計	旧個人年金保険料の計
介護保険料の計	介護保険料の計	介護保険料の計	介護保険料の計
合計	合計	合計	合計

所得の内訳 (源泉徴収税額)

所得の種類	控除の金額	収入金額	源泉徴収税額
生命保険料の計	旧生命保険料の計	旧生命保険料の計	旧生命保険料の計
新個人年金保険料の計	旧個人年金保険料の計	旧個人年金保険料の計	旧個人年金保険料の計
介護保険料の計	介護保険料の計	介護保険料の計	介護保険料の計
合計	合計	合計	合計

## ●申告書B 第二表

平成 〇〇 年分の所得税の確定申告書B

FA0072

所得から差し引かれる金額に関する事項

所得の種類	控除の金額	収入金額	源泉徴収税額
生命保険料の計	旧生命保険料の計	旧生命保険料の計	旧生命保険料の計
新個人年金保険料の計	旧個人年金保険料の計	旧個人年金保険料の計	旧個人年金保険料の計
介護保険料の計	介護保険料の計	介護保険料の計	介護保険料の計
合計	合計	合計	合計

所得の内訳 (源泉徴収税額)

所得の種類	控除の金額	収入金額	源泉徴収税額
生命保険料の計	旧生命保険料の計	旧生命保険料の計	旧生命保険料の計
新個人年金保険料の計	旧個人年金保険料の計	旧個人年金保険料の計	旧個人年金保険料の計
介護保険料の計	介護保険料の計	介護保険料の計	介護保険料の計
合計	合計	合計	合計

所得の内訳 (源泉徴収税額)

所得の種類	控除の金額	収入金額	源泉徴収税額
生命保険料の計	旧生命保険料の計	旧生命保険料の計	旧生命保険料の計
新個人年金保険料の計	旧個人年金保険料の計	旧個人年金保険料の計	旧個人年金保険料の計
介護保険料の計	介護保険料の計	介護保険料の計	介護保険料の計
合計	合計	合計	合計

計算方法や記入の仕方については本書の通りですので、記入する欄だけ間違えないように注意してください。

● 「旧契約（平成23年12月31日までに締結）」の生命保険料控除額の計算式

年間の支払保険料の合計	控除額
2万5,000円以下の場合	支払金額のすべて
2万5,000円を超え、5万円以下の場合	支払金額÷2+1万2,500円
5万円を超え、10万円以下の場合	支払金額÷4+2万5,000円
10万円を超える場合	5万円

「生命保険」と「個人年金」のそれぞれで計算します。控除額は、生命保険料5万円+個人年金保険料5万円=10万円が最大になります。合計した額は、第一表に記入してください。

● 申告書Aの場合

控除	合計	掛金控除	合計	年分以降用 ○第一表は、第一表と一緒に提出して
	⑧ 新生命保険料の計	円	旧生命保険料の計	
生命保険料控除	新個人年金保険料の計		旧個人年金保険料の計	
	介護医療保険料の計			
⑨ 地震保険料控除	地震保険料の計	円	旧長期損害保険料の計	円
⑩ 本人	<input type="checkbox"/> 寡婦（寡夫）控除		<input type="checkbox"/> 勤労学生控除	

● 申告書Bの場合

社会保険料控除	合計	円	等規模企業共済掛金控除	合計	円	年分以降用 ○第二表は、第一表と一緒に提出して
⑭ 生命保険料控除	新生命保険料の計	円	旧生命保険料の計	円		
	新個人年金保険料の計		旧個人年金保険料の計			
	介護医療保険料の計					
⑮ 地震保険料控除	地震保険料の計	円	旧長期損害保険料の計	円		
⑯ 寄附金控除	寄附先の所在地・名称		震災関連寄附金	円		
			上以外の寄附金			
本人	<input type="checkbox"/> 寡婦（寡夫）控除		<input type="checkbox"/> 勤労学生控除			

この欄に記入します。

## ●生命保険料控除額の計算（平成24年1月1日以降に締結）

年間の支払保険料の合計	控除額
2万円以下の場合	支払金額のすべて
2万円を超え、4万円以下の場合	支払金額÷2+1万円
4万円を超え、8万円以下の場合	支払金額÷4+2万円
8万円を超える場合	4万円

「生命保険」「個人年金」「介護医療保険料」のそれぞれで計算します。控除額は、生命保険料4万円+個人年金保険料4万円+介護医療保険料4万円=12万円が最大になります。合計した額は、第一表に記入してください。

## ●申告書Aの場合

控除	合計	円	掛金控除	合計	円
	⑧ 新生命保険料の計		旧生命保険料の計		
生命保険料控除	新個人年金保険料の計		旧個人年金保険料の計		
	介護医療保険料の計				
	⑨ 地震保険料の計	円	旧長期損害保険料の計	円	
本人	<input type="checkbox"/> 寡婦（寡夫）控除		<input type="checkbox"/> 勤労学生控除		

(年分以降用) ○第二表は、第一表と一緒に提出

## ●申告書Bの場合

社会保険料控除	合計	円	等規模企業共済掛金控除	合計	円
	⑭ 新生命保険料の計		旧生命保険料の計		
生命控除	新個人年金保険料の計		旧個人年金保険料の計		
	介護医療保険料の計				
	⑮ 地震控除	地震保険料の計	円	旧長期損害保険料の計	円
⑯ 寄附金控除	寄附先の所在地・名称		震災関連寄附金	円	
			上以外の寄附金		
本人	<input type="checkbox"/> 寡婦（寡夫）控除		<input type="checkbox"/> 勤労学生控除		

(年分以降用) ○第二表は、第一表と一緒に提出して

この欄に記入します。